
令和6年大和町議会9月定例会議会議録

令和6年9月17日（火曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商 工 観 光 課 企業立地推進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教育総務課長	青 木 朋 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	総 務 課 危機対策室 室 長 補 佐	大 友 希 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 （今野善行君）

皆さん、こんにちは。

決算特別委員会、大変お疲れさまでございました。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2 番佐野瑠津さん及び 3 番宮澤光安君を指名します。

日程第 2 「委員長報告（令和 5 年度各種会計決算の審査結果について）」

議 長 （今野善行君）

日程第 2、委員長報告。

本定例会議において、決算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和 5 年度各種会計歳入歳出決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長犬飼克子さん。

決算特別委員会委員長 （犬飼克子君）

ご報告いたします。

今定例会議において、去る 9 月 6 日、本決算特別委員会に審査を付託されました令和 5 年度一般会計及び 8 つの各種特別会計並びに下水道事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算については、決算特別委員会において各委員の熱意ある質疑が展開され、執行部の皆様からは誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 （今野善行君）

以上で、決算特別委員会委員長からの審査結果の報告を終わります。

次に、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、決算の審査においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 令和5年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第3、認定第1号 令和5年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第4「認定第2号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第4、認定第2号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（今野善行君）

日程第5、認定第3号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（今野善行君）

日程第6、認定第4号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第7、認定第5号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 令和5年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第8、認定第6号 令和5年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 令和5年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第9、認定第7号 令和5年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（今野善行君）

日程第10、認定第8号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（今野善行君）

日程第11、認定第9号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第12「認定第10号 令和5年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第12、認定第10号 令和5年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第13「認定第11号 令和5年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第13、認定第11号 令和5年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は認定することに決定しました。

日程第14「議案第74号 令和6年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約について」

議 長 （今野善行君）

日程第14、議案第74号 令和6年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第74号 令和6年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、1. 契約の目的につきましては、令和6年度大和町落合ふるさとセンター大規模改修工事でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては4,598万円、うち消費税が418万円でございます。契約の相手方につきましては、黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋104番地6、熊田建業株式会社でございます。

それでは別冊の議案第74号関係資料をお願いいたします。

こちらの説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、1ページをお願いいたします。入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格といたしましては、記載のとおり、他の一般競争入札案件と同内容となっておりますが、本案件につきましては、建築一式工事の格付をB級以上とし、地域要件の設定は行いませんでした。

次に、2の入札の方法でございます。この案件につきましては、一般競争入札で行い、ダイレクト型入札ではなく手入れ方式を採用いたしております。また、この入札による参加資格申請者で、有資格者と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するものとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。入札参加者につきましては、記載の4者でございます。

次に、4. 入札の結果でございます。令和6年9月9日に入札を執行し、記載のとおり結果となっております。この工事の予定価格は5,303万9,000円。低入札調査基準価格は4,560万3,000円でした。その結果、1位の応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留とし、令和6年9月11日に最低応札者であります熊田建業株式会社から積算内容等の聞き取り調査を行い、翌9月12日に、低入

札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の聞き取り調査では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査委員会においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ、審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、熊田建業株式会社を落札者に決定。9月13日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。請負代金額は4,598万円で、消費税を除いた金額は4,180万円でございます。

契約相手方は黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋104番地6、熊田建業株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は大和町落合ふさとセンター。

2の完成工期は令和7年3月14日となっております。

3の工事概要は、建築工事、電気設備、機械設備それぞれ一式となっており、床面積は457平方メートル。主な改修内容といたしましては、各集会室等のクロス張替え、照明のLED化、トイレの改修、ガス設備の改修のほか、多目的トイレの設置、また床に傾斜がありますことから、床の張替え等を行うものであります。

次に、3ページにつきましては、落合ふさとセンターの平面図で、左側が改修前、右側が改修後となっております。次のページ以降に大きくレイアウトが変わる箇所の平面図を添付いたしております。

4ページをお願いいたします。

4ページ左側が玄関周り、右側はトイレ周り。5ページは調理室の平面図で、それぞれ改修前、改修後の図面を添付いたしております。

以上が、令和6年度大和町落合ふさとセンター大規模改修工事請負契約の概要でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第74号の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第75号 令和6年度大和町もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事請負契約について」

議長（今野善行君）

日程第15、議案第75号 令和6年度大和町もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長（小野政則君）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第75号 令和6年度大和町もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。本件につきましては、予定価格が5,000万以上となりますことから、議会の議決をお願いするものであります。

初めに、1としまして、契約の目的についてであります。令和6年度大和町もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事でございます。

2といたしまして、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,774万円うち消費税が434万円でございます。

4. 契約の相手側につきましては、黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋104番地の6、熊田建業株式会社でございます。

別冊の議案第75号関係、資料をお願いいたします。こちらの資料に基づきご説明をさせていただきます。

初めに、1 ページをお願いいたします。

入札の状況であります。

1 の入札参加資格にいたしましては、記載のとおり、他の一般競争入札案件と同内容でございますが、本案件につきましては、建築一式工事の格付をB級以上とし、地域要件の設定は行いませんでした。

次に、2 の入札方法でございます。この案件につきましては、一般競争入札で行い、ダイレクト型入札ではなく手入れ方式といたしました。また、この入札による参加資格申請者で、有資格者と判定された者の数が、1 者の場合でも入札を執行するものとしたものでございます。

続きまして、3 の入札参加者でございます。入札参加者は記載の3 者でございます。

次に、4 の入札の結果でございます。

(1) 令和6 年9 月9 日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は6,055 万円、低入札調査基準価格は5,276 万5,000 円でした。その結果、1 位の応札者が、低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので落札保留とし、令和6 年9 月11 日に、最低応札者であります熊田建業株式会社から積算内容等の聞き取り調査を行い、翌9 月12 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札の聞き取り調査では、低入札価格失格基準第3 条第1 号から12 号に該当しないことを確認し、次に2 ページをお願いいたします。低入札価格調査委員会においては、積算内容の精査及びその他の基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、熊田建業株式会社を落札者に決定し、9 月13 日に仮契約を締結したものでございます。

契約内容でございます。請負代金額が4,774 万円で、消費税を除いた金額は4,340 万円でございました。

契約の相手方は黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋104 番地の6、熊田建業株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1 の施工場所は、大和町もみじヶ丘児童館であります。

2 の完成工期は令和7 年3 月20 日を予定しております。

3 の工事の概要は、屋根、軒天、外壁、内壁への塗装改修と、大便器の洋式化、遊戯室へのエアコン設置、照明のLED 化を行うものであります。

次に、3 ページにつきましては、位置図となります。

4 ページにつきましては、平面図となります。

5 ページから 7 ページにかけては、北側、南側、東側、西側の立面図となります。

以上が、令和 6 年度大和町もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、議案第75号の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 76 号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センター鉄板屋根改修工事請負契約の変更について」

議 長 （今野善行君）

日程第16、議案第76号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センター鉄板屋根改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、議案 3 ページをお開き願います。

議案第76号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センター鉄板屋根改修工事請負契約の変更についてでございます。

令和 6 年大和町議会 6 月定例会議において、議案第53号により議決された令和 6 年

度大和町ふれあい文化創造センター鉄板屋根改修工事の工事請負契約について、次のとおり変更をお願いするものでございます。

契約の金額、金4,125万円うち消費税375万円を、金5,309万9,200円うち消費税482万7,200円とするものでございます。

次に、議案第76号関係議案説明資料をご用意願います。

それでは、令和6年度大和町ふれあい文化創造センター鉄板屋根改修工事請負契約の変更についてでございます。

1の現契約内容につきましては、（1）工事名から（7）工事概要につきましては、既に6月定例議会で説明をさせていただきました内容となりますので、割愛をさせていただきます。

次に、2の変更理由につきましてから説明をさせていただきます。本工事の設計積算は、設計業者への委託により令和5年度に行ったものであります。調査設計時には鉄板屋根の調査のために屋根に上がるのみとしておりました。昇降用仮設足場を設置して調査をし、一部はホール内部の点検通路から屋根に上がり、屋根部分の補修や塗装について調査設計を実施しておりました。また、壁面の塗装につきましては、打診を含めた調査ができないことから、発注時には特記仕様により工事の受注者が調査を実施し、設計変更をして補修を実施することとしていたものであります。

このたび、受注者により、ホール棟壁面の調査の結果、クラックについては54か所、総延長311.4メートル、壁面の浮きは12か所、総面積22.5平方メートルが認められ、塗装前に補修が必要となるものであります。そのため、補修に係る所要の経費を追加変更をするものであります。

また、仮設足場は屋根からの転落防止と外壁塗装を目的に、幅900ミリメートルで設計されました。しかし、屋根の出幅が広いと転落防止位置に足場を設置すると外壁から離れ過ぎとなり、外壁の塗装が不可能となることから、高所作業を安全に適正かつ確実に施工するため、仮足場の作業幅を拡張し幅1,200ミリメートルに変更するものであります。

3の変更の内容であります。

外壁吹きつけの項目中、クラック補修としまして、自動式エポキシ樹脂転圧注入法により、補修総延長311.4メートルを追加することとし、浮き補修につきましてはエポキシ樹脂ピンニング注入法により補修総面積に22.5平方メートルを追加するものであります。直接仮設につきましては、外部足場の枠組み本足場幅600ミリメートル、幅900ミリメートルを、幅1,200ミリメートルに変更するものであります。自動式エポ

キシ樹脂低圧注入法は、加圧できる専用器具を用いて、コンクリートに発生しましたクラックに補修材料のエポキシ樹脂を注入する工法で、外装補修の仕様に広く採用されているものであります。エポキシ樹脂ピンニング注入法は、浮きのある部分に一定間隔で壁面に垂直に穴を空け、エポキシ樹脂を注入して浮いている部分をエポキシ樹脂で接着固定します。そして、空けた穴のアンカーボルトを打ち込んで、エポキシ樹脂と一体に浮いている面を固定する工法であります。

4 の変更契約の内容であります。変更請負代金は5,309万9,200円。消費税を除いた額は4,827万2,000円。当初請負代金額に対する比較としましては、1,184万9,200円の増となります。消費税を除いた額は1,077万2,000円。変更仮契約締結年月日は令和6年9月2日。完成工期は令和6年12月20日としており、変更はございません。

3 ページをお開き願います。

3 ページにつきましては、まほろばホールの南面のクラックと浮きの状況であります。縮尺の関係で見づらくなっており恐縮ですが、下の南立面図にありますように、赤い表示がクラック部分になります。1 から26番までの番号となり、26か所、総延長152.4メートル、浮きが5 か所で19.42平方メートルでございます。

同様に、4 ページは西面、北面のクラックと浮きの状態でございます。上の西立面図と下の北立面図にありますように、赤い表示がクラック、番号が1 から28までになりまして、28か所、総延長159メートル、浮きが7 か所で3.10平方メートルとなっております。

次の5 ページをお開き願います。

一番上の左側1 の写真は、壁面をハンマーでたたいて打診検査を行っているものであります。その右側2 の写真は、クラックの幅をクラックスケールと呼ばれるもので測定しております。中段の左側3 の写真はクラックの長さを計測するとともに、ペンキでマーキングをしているものであります。中段の右側、4 の写真は浮きの認められた部分を青色で範囲をマーキングし、アンカーピンを打つための位置を計測しながら、黄色でマーキングしているところであります。下段の左側5 の写真も同様となります。

壁面の調査につきましては、発注時の仕様書に示したものであり、全体の工程においても予定されていた作業でありますので、工期的な遅れには出ておりません。また、天候次第ということになりますが、先週末には予定どおり、屋根の下塗りまでは進められているところでございます。屋根の塗装と並行しまして、壁面の補修についても今後実施していくこととなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

76号の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

1点だけ質問をします。エポキシ樹脂ということでの補修ということですが、エポキシ樹脂の欠点としては、紫外線に非常に弱い、太陽光を受けて紫外線を受けると白くなって劣化してしまう。これに対しての対策とか、そういったのは大丈夫なのかどうか。補修で金額が上がるんですが、エポキシの欠点を克服がなされているのかどうか。これをお尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

エポキシ樹脂の欠点について、今、すみません、渡辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

そちらエポキシ樹脂につきましては、熱硬化性の樹脂の総称としての加熱により重合する化学反応で分子という形での樹脂のものと伺っておりまして、特に今のところ工事についての工期の延長とか、そういったことについては、特にそういった欠点による部分についてのものは、私のほうでは伺ってはおりません。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

11番渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

伺っていないということであれば、これは聞かなきゃいけないんじゃないですかね。エポキシ樹脂の欠点というのは明らかになっているわけですので、これに対して工事業者から、今、お聞きになってないということですが、それは確認をしてないということで、私、受け止めていいのか。であれば、確認をしなきゃならないのではないかな。せっかく高いお金ですので、その辺は確認をしておくべきではないかという

ことで、もう一度質問をいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは渡辺議員の再質問でございますが、そちらのエポキシ樹脂につきましては、再度確認をし、天候次第ということになると思いますので、十分、工期については確認をしまして、確認させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

村田館長、いいですか。質問もう一つあって、以前紫外線において部分の対応、公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

大変失礼しました。紫外線に弱いというお話で、私のほうでも調べてはおりましたが、そちらの紫外線のほうにつきましては、やはり今、結構天気のよい日が多いということで、紫外線というところも天気次第という形にはなるかと考えておりますので、そちらのほうで確認をしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。

午後４時３０分 休 憩

午後４時３２分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

大変失礼いたしました。こちらのエポキシ樹脂を注入した後、外壁塗装というところで塗装を行いますので、それによって紫外線が防げるということで大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。7番佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

私から、金額についてでございます。1,077万2,000円追加でございます。これは見積りは誰がしたのか、この業者がやったのか。それとも設計者がやったか。金について何ていうんですか、間違いない積算のお金なのか。そこら辺を聞きたいと思います。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは佐々木議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの変更の設計額につきましては、足場につきましては数量に変更がなく、幅だけの変更でありましたので、当初の設計と同様に県の単価を使用しておりました。クラックと浮きの注入につきましては、受注者の見積りを採用しておりましたが、諸経費の積算も含め国交省の算定方法が令和5年度に改定になっておりますので、その算定方法により算出しております。いずれも、積み上げ算出後に落札率を掛けて、変更後の工期、工事費としているところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

7番佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

正確にやったという、そして落札率にやったということで納得しました。終わります。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。6 番森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

では、お伺いたします。これ、そもそも設計の段階で分かってた、分かるようなことだと思うんですけども、その点どう思いになりますでしょうか。

議 長 (今野善行君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

森議員のご質問にお答えしたいと思います。

調査設計につきましては、主として屋根の補修の設計でありまして、客席部分の屋根に上がるための通路分のみ、足場を仮設しておりました。ステージの上部の屋根につきまして、内部の保守用通路から屋根の切り欠き部分に到達して、支持策としてのロープを渡して調査したものであります。壁面の下部につきましては、クラック等を確認しておりましたが、施工時までには増える可能性もありますとのことを受けておりました。このため、調査を行った業者さんより、委託業者より施工業者が全体の足場を仮設してから補修用の調査を実施したほうがよいとの報告があり、屋根と壁面の調査が同時にちょっとできなかったというようないきさつがございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上となります。

議 長 (今野善行君)

6 番森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

おおむね了解したんですけども、そもそも、壁にクラックがあるってことは、上部にもある可能性があるわけで、そこも含めて設計も恐らく入札だと思いますので、そこも含めて設計していただいたほうが、この余分な1,000万は発生しなかったのかなと、急遽出てくる、もともと1,000万、上がっていた金額でもしかしたら入札が終わってたかもしれないという考え方もできますので、そこら辺留意して事業等を発注していただきたいと思います。

以上です。返答はなくて大丈夫です。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （今野善行君）

日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは諮問第1号であります。

別冊の議案説明資料を、併せてお開きをお願いいたします。

人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者、氏名、小川弘吉氏。その他学歴、職歴、その他推薦の理由につきましては、別紙説明資料に記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、諮問第1号の説明を終了します。

暫時休憩します。

午後４時３８分 休 憩

午後４時３９分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は、お手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第１８「諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （今野善行君）

日程第18、諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

諮問第２号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。氏名につきましては、佐藤ゆり子氏。住所、生年月日その他につきましては、議案書のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、諮問第２号の説明を終了します。

暫時休憩します。

午後４時４０分 休 憩

午後4時40分 再開

議長（今野善行君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、お手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって時間を延長することに決定しました。

日程第19「同意第3号 副町長の選任について」

議長（今野善行君）

日程第19、同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

同意第3号 副町長の選任についてであります。

下記の者を副町長に選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては千葉喜一氏、生年月日、住所につきましては、議案書のとおりでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

すみません。追加で大変申し訳ございません。

選任の理由であります。今般、浅野喜高副町長より、令和6年9月30日をもって辞任する申出があり、その内容で申出を受託をし、後任の副町長の選任について議会の皆様方の同意をお願いするものであります。

以上であります。

議長（今野善行君）

以上で、同意第3号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、議会先例に基づき省略します。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番平渡 亮君及び5番櫻井 勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人に異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番平渡 亮君及び5 番櫻井 勝君に開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 5 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 1 4 票

反 対 1 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第20「同意第4号 教育委員会の教育長の任命について」

議 長 （今野善行君）

日程第20、同意第4号 教育委員会の教育長の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

同意第4号であります。教育委員会教育長の任命について。

下記の者を教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名八巻利栄子氏。任命に当たりましては、今般、上野忠弘教育長から、令和6年9月30日をもって辞任する申出があり、申出を受託をし、後任の教育長の任命について議会の同意をお願いするものでございます。同意を求める者の学歴その他職歴等につきましては、同意第4号関係をご覧ください。よろしくお願いします。

議長（今野善行君）

以上で、同意第4号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、議会先例に基づき省略します。

これから同意第4号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番森 秀樹君及び7番佐々木久夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6 番森 秀樹森君及び 7 番佐々木久夫君に開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 5 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 1 3 票

反 対 2 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 2 1 「同意第 5 号 教育委員会委員の任命について」

議 長 （今野善行君）

日程第21、同意第 5 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

同意第 5 号であります。教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に選任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名大内利勝氏、令和 6 年 9 月 30 日に任期満了を迎えるに当たり、再任をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、同意第 5 号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、議会先例に基づき省略します。

これから同意第5号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番犬飼克子さん及び9番馬場良勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人に異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番犬飼克子さん及び9番馬場良勝君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 14 票

反 対 1 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第22「同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （今野善行君）

日程第22、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

同意第6号であります。固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

令和6年9月30日をもって任期満了を迎えるため、再任をお願いするものであります。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名澁谷久一氏、大和町落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、同意第6号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、議会先例に基づき省略します。

これから同意第6号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番今野信一君及び11番渡辺良雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人に異状なしと報告がありましたので異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番今野信一君及び11番渡辺良雄君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 15 票

反 対 0 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第23「委員長報告 請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書」

議 長 （今野善行君）

日程第23、委員長報告 請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大須賀 啓君。

総務常任委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは総務常任委員会に付託されました請願の審査報告を申し上げます。

令和6年9月17日、議長、今野善行殿。

総務常任委員会請願書審査報告書。

令和6年8月9日に付託された請願について審査した結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告するものであります。

次のページをお開きください。

請願受付令和6年7月29日、紹介議員は、堀籠日出子議員、犬飼克子議員、佐々木久夫議員であります。請願者は、大和町吉田区長会会長、早坂秀男氏、大和町吉田地区団体連絡協議会会長、浅井 茂氏の連名であります。

件名は、信号機移設の見直しを求める請願であります。

審査経過については記載のとおりであります。

次に、委員会の意見であります。

次のページをお開きください。

令和6年8月9日に付託された本件については、総務常任委員会において、下記の

とおり慎重に審査しております。

本請願の内容は、大和警察署からのお知らせとして、国道457号と町道高田線の交差点で稼働している信号機を、国道457号と都市計画道路町道吉田落合線との交差点に移設する通知があり、交通事故防止、歩行者の安全確保の観点から、信号機の移設に断固反対し、移設の見直しを求める意見書の提出を求めるものであります。

審査においては、請願者からの請願の趣旨及び意見を聴取するとともに、町所管課である総務課危機対策室からの町の対応について説明を受けたものであります。

以上を確認すると、国道457号においては、仙台北部中核工業団地などへの通勤者が増えたことや、今後も半導体関連企業の立地が予定されるなどさらなる交通量の増加が懸念されるものであります。また、現状の交差点で信号機を利用することで、町道側から直進や右折がスムーズに行えますが、信号機が移設された場合には、地域住民に重大な交通事故のリスクを背負わせることとなり、仕事や豊かな自然を求め当該地域を訪れる方々にも、危険極まる交差点となることは明らかであります。

以上のことから、現在、交通事故が発生を予防するために信号機が設置されていることを鑑み、今回の通知内容の信号機移設には、十分な納得が得られないため、委員会としては、請願の趣旨を妥当と認め、採択と判断したものであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

追加日程第1、お諮りします。

ただいま総務常任委員会委員長から、委発第4号 信号機移設の見直しを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、委発第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「委発第4号 信号機移設の見直しを求める意見書」

議 長 （今野善行君）

追加日程第1、委発第4号 信号機移設の見直しを求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長大須賀 啓君。

総務常任委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは資料をお開き願います。

ただいま上程しました委発第4号 信号機移設の見直しを求める意見書につきまして説明をさせていただきます。

この意見書につきましては、7月29日に、請願書が議長に提出され、8月9日の本会議において、総務常任委員会に付託されたものであります。その後、当委員会にて、提出者からの意見を聴取を行い、審議の結果、意見書を議長名で提出するよう提案することとなったものであります。

つきましては、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

次に、提出理由であります。

大和警察署からのお知らせとして、国道457号と町道高田線の交差点で稼働している信号機を移設する通知があり、仙台方面からの朝夕の車両通行量が増加している中で移設は、地域住民の安全安心な生活を脅かし、交通安全の観点から危機極まるものであることから、移設の見直しを求めるものであります。なお、意見書の内容につきましては、次ページ以降に記載しているとおりであります。

大和警察署からのお知らせとして、信号機の移設に関する通知が地域住民にあった

ところであります。国道457号においては、仙台北部中核工業団地に半導体関連企業の立地が予定されるなどさらなる交通量の増加により、安全の確保が大きな課題となるところであります。また、現状は信号機を利用することで安全に通行ができますが、移転された場合には、地域住民に重大な交通事故のリスクを背負わせることとなり、危険極まる交差点となることは明らかであります。設備の維持管理や予算の都合で、地域住民の生活を脅かすことになる懸念され、十分な納得が得られない内容であります。

つきましては、地域住民のみならず移設される交差点を通行する全ての車両と貴い人命を交通事故から守るため、既存の信号機を撤去し移設する通知内容には、断固反対するものであります。最後に、これからも県民の生命と公共の安全と秩序を守るためお願いするものであります。

以上、本町議会の総意として、この意見書をご可決を賜り、地方自治法第99条の規定に基づき、宮城県公安委員会委員長、宮城県警察本部長、大和警察署長宛て提出するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いしまして、議案提案の説明とさせていただきます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議 長 （今野善行君）

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句その他の整理を要するものについては議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年大和町議会9月定例会議を散会とし、休会します。

大変お疲れさまでした。

午後5時36分 閉 会